

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

<p>経 済 局</p>	<p>(18 年度)</p>	
<p>監 査 結 果 (指 摘 事 項)</p>	<p>改 善 措 置</p>	
<p>(6) [1] (イ) 指定管理料の決定について</p> <p>市が農業園芸センターに職員の派遣を始めた平成 16 年度より、指定管理者制度が導入されており、民間の活力を活用しつつ、住民サービスの向上と運営経費の削減を図るというこの制度の趣旨に基づき、市では公募に向けた対応を図っていく状況にある。このような対応の中には、例えばフェアな公募を実施するため、市と財団の関係を特別なものとはせず、また、人件費の軽減と人の流動化のため、派遣職員の引き揚げなどの動きもあってよいものと考えられる。</p> <p>このような状況にも拘わらず、市が財団職員の指導を目的に、人件費のより高い市職員を財団に派遣し、これにより指定管理料の増嵩を招くことは、指定管理者制度の趣旨に反することになる。</p> <p>市では、指定管理者となりうる外郭団体への、新たな職員の派遣は控えるべきであろう。</p>	<p>平成 23 年 4 月をもって、(財) 仙台市農業園芸振興協会へ派遣中の本市職員を引き揚げた。</p>	